

# 飯塚病院 「さくら会」 会則

## 第一条 名称

本会の名称を飯塚病院「さくら会」とする。

## 第二条 目的

1. 健康保持と悩み事の解消、並びに会員相互の親睦を図る。
2. 日常生活から得た体験を聞き、実生活にいかす。
3. 参考資料の紹介と情報交換を行う。
4. 医療保険や公費給付等の現状を知る。

## 第三条 事務局

事務局は飯塚病院 13B 外科に置く。

## 第四条 会計

1. 本会の経費は会費の収入による。
2. 会費は年会費（2,400）円とする。
3. 会費は、患者会運営のための経費としてのみ使用する。
4. 本会会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日とする
5. 会計報告は総会において行う。

## 第五条 会員

1. 本会は、乳がん患者とそのご家族で、会の目的に賛同して入会を希望する方を対象とする。
2. 脱会は自由である。ただし会費の清算はしない。

## 第六条 役員

本会に次の役員を置く。

1. 会長 1 名
2. 副会長 1 名
3. 会計 1 名
4. 会計監査 2 名
5. 幹事 4 名
6. 事務局長 1 名
7. 顧問 3 名

## 第七条 役員の仕事

1. 会長は本会を代表し、会の秩序を保持し、円滑に会の運営と進行に責任を持つ。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は仕事を代行する。
3. 会計は会費の管理を行う。
4. 会計監査は会計の状況を監査する。
5. 事務局長は事務局を統轄し、会務を処理する。
6. 幹事は事務のために、地区の連絡、調整をはかる。

## 第八条 顧問、相談役

本会は、役員会の推薦により顧問または相談役を置くことができる。

## 第九条 役員を選出

役員を選出は、総会において出席者の過半数の同意を得て選出する。役員を選出により、会長1名、副会長1名、会計1名、会計監査2名、幹事を決定する。

※会計監査のうち1名は、飯塚病院の職員とする。

## 第十条 役員の任期

役員の任期は1年とする。ただし再任は妨げない。

## 第十一条 総会

定時総会は年に一回開催する。なお必要に応じて臨時総会を開催する事が出来る。

## 第十二条 禁止事項

1. 宗教・政治活動
2. 参加者のプライバシーを侵害する言動
3. 営利目的での販売・斡旋・勧誘等の行動
4. 会員の個人情報やプライバシーの無断公表

## 第十三条 規約の変更

本会の規約を変更する場合は、総会の決議によるものとする。

## 第十四条 附則

本規約に定めのない規約については、その都度役員会において協議決定し、次の総会において承認を得るものとする。

## 第十五条 会報

会報は、年1回発行する。

## 補 則

本会則は、平成19年10月26日から施行する。

(平成25年2月20日 一部改定)